

安心の法律サポートで、あなたを守る

LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

広報誌 L+PRESS 2018.9月号

発行/弁護士法人リーガルプラス
代表/谷 靖介 [東京弁護士会所属]
所在地/〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-4 画廊ビル7階
お問い合わせ/TEL: 03-4455-9129 FAX: 03-6265-1132
ホームページ/https://legalplus.jp/

中小企業経営における「業務委託契約」の活用と注意点

1. 人件費コストを抑える「業務委託契約」の活用

従業員の雇用は、人件費予算が限られている中小企業にとって常に悩ましい問題です。業務対応のために新しい社員を雇用すると、当然ながら給与や社会保険・雇用保険などの人件費コストがかかります。

雇用までは相応しくないが、他者による業務協力が必要な場合、雇用契約のデメリットを回避するため「業務委託」を活用する方法があります。

業務委託契約とは、受託者が委託者から要請を受けた一定の事務（委託業務）を処理したり、仕事の完成を約束して委託者が報酬を支払うといった請負契約や委任契約を指します。

特に、専門職が関わる業務では、業務委託が活用されることが多いといえます。デザイナー、アーティスト、プログラマーやコーダー、翻訳、理美容のスタイリスト、運送業などです。

2. 雇用契約との区別と実態が伴っているかが重要

業務委託契約は、雇用契約との区別が特に重要です。契約書題名の形式だけではなく、「使用従属性」の実態によって判断されます。

会社と従業員の間で「業務委託契約か雇用契約か」が争われることが多くあります。例えば、業務委託契約か雇用契約かの判断がつかない場合、どちらの契約かの確定を求める側が、裁判手続きなどにおいて、契約内容を確定させます。

もし業務委託契約が否定された場合、労働関係法に従い、受託者は労働者として保護されることになり、労働契約としての補償や社会保険等対応の必要が生じます。

具体的には、未払い残業代の支払い、有給休暇の付与、社内保険・労働保険へ遡って加入することに伴う保険料の支払い、他の従業員との均衡待遇の補償などが発生し、これらは会社にとって大きな負担です。そもそも、受託者と裁判になってしまうこと自体、法務コストの増大を招くこととなります。

【使用従属性の主な判断要素】

	業務委託	雇用契約
通常業務以外の例外業務への指示を拒否できるか	拒否できる	拒否できない
勤務場所や時間の拘束	一般に拘束は弱い 但し、業務の性質上時間場所の拘束が強いものもある	拘束強い
指揮命令の関係	なし	あり
労務提供の代替性	なし	あり
報酬の基準は結果か時間か	結果	時間
欠勤時に賃金が控除されるか	控除されない	控除される
報酬額が同種業務の労働者と比較して高いか	高い	同程度
機械・器具の負担	本人が負担	会社が負担

3. ひな型をそのまま使うのではなく、貴社に合わせた契約書の作成

インターネット上には業務委託契約書のひな形が多く掲載されていますが、ひな形をそのまま使って契約をすることはお勧めできません。

上記雇用契約との区分要素を、契約書の条項や文言にしっかりと反映する必要があります。

会社側が意識すべきことは、もし受託者から「自分は労働者である」と主張された場合、「契約書の内容と受託業務の実態をふまえると業務委託契約である」としっかりと説明できることです。

新たな業務委託契約の締結、雇用契約から業務委託契約への切り替えをお考えの場合、事前に弁護士や社会保険労務士にご相談されてはいかがでしょうか。



【代表弁護士】
谷 靖介 (たに やすゆき)

プロフィール

東京弁護士会所属。明治大学法学部法律学科卒業後、2002年(旧)司法試験合格。司法研修所57期。日本弁護士連合会の公設事務所プロジェクトに参加し、当時、実働弁護士ゼロワン地域(裁判所支部内の実働弁護士が0~1名地域)であった茨城県鹿嶋市に2005年赴任。開設翌年には年間500名以上の法律相談を担当する。2008年に公設事務所の任期を終え、弁護士法人を設立し、千葉県内・東京に複数の法律事務所を開設。中小企業法務を中心に弁護士として活動を行っている。セミナー講師担当やNHKなどメディア出演も多数あり。趣味は読書、旅行。

介護事業所の経営者・幹部・管理者さま向け無料セミナー

社労士・弁護士・保険代理店が
人事労務対策を解説!!

介護事業所 人事労務問題セミナー

【主な内容】 地元千葉の社会保険労務士/弁護士/保険代理店が、介護事業者様が抱える様々な人事労務問題について、それぞれの視点で、解説・対策をお伝えします。

船橋開催
【日時】9月26日(水) 15:00~17:30
【場所】クロス・ウェブ船橋
【定員】15名

千葉開催
【日時】9月27日(木) 15:00~17:30
【場所】千葉カンファレンスセンター
【定員】20名



【講師】 弁護士法人リーガルプラス: 谷 靖介 浅山社会保険労務士事務所: 浅山 雅人 ほけんプラザエイブス: 岡本 隆一郎

ご参加のお申込み
お問い合わせ先

TEL: 03-4455-9129 FAX: 03-6265-1132

受付時間: 平日9:30~17:00/担当: 岩本 (いわもと)

ご希望に沿ったテーマでの社内セミナーや、勉強会の講師派遣も承っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

社労士勉強会報告

平成30年8月、千葉と船橋において、「労働時間管理と残業代請求への対応」といったテーマで社労士の先生方との勉強会を開催し、当法人代表弁護士の谷と、千葉事務所所属弁護士の谷口が上記勉強会において講師を担当いたしました。内容について、QA方式でお伝えいたします。

Q

平成30年6月29日、働き方改革関連法案が成立しました。今後の労務管理に影響を与える大きなポイントは何ですか。

大きなポイントとしましては、時間外労働について上限が設定されたこと、及び上限を超過して時間外労働をさせた場合に使用者に罰則が科されるようになったことです。これからは、使用者が積極的に従業員の労働時間を把握していくことが求められます。

法律の施行につきましては、早いものでは平成31年4月1日です。1年も経過しないうちに施行されます。「まだ先のことなので後で大丈夫。」とお考えにならず、早期の準備及び対策をされることを推奨いたします。

Q

先週退職した従業員が、弁護士に依頼して未払いの残業代を請求してきました。内容証明を送られるなんて初めてのことで、どう対応するのがよいか分かりません。対応のポイントを教えてください。

まず、内容証明が届いても、慌てずに弁護士をはじめとする専門家に相談しましょう。

内容証明そのものは訴えを起こしたという意味ではなく、そこまで不安視されない方がよいでしょう。内容証明が届いたにも関わらず、目を背けて放置していると、訴えを起こされる可能性が高まりますので注意が必要です。

Q

正社員と非正規社員の給与面における待遇差について、同じ時期に二つの最高裁判決が言い渡されたと聞きました。それぞれの最高裁判決のポイントを教えてください。

まず、ハマキョウレックス事件では、無期雇用である正社員と有期雇用である非正規社員の職務内容が同じである場合に、給与の差を設けることが違法かどうか争われました。同事件では、転勤の有無に着目して住宅手当は合法と判断されましたが、その他の手当は違法と判断されました。

また、長澤運輸事件では、定年後再雇用の非正規社員と定年前の正社員の職務内容が同じである場合に、異なる給与体系であることが違法かどうか争われました。同事件では、皆勤を奨励する趣旨の精動手当は違法と判断され、その他の手当は合法と判断されました。

これら二つの事件を通じて言えることは、正社員と非正規社員の給与に差を設ける場合、「なぜ差が設けられているのか」を具体的に説明できる必要がある、ということです。

給与の差を具体的にどう説明するか、説明できなければ職務非関連手当を維持するか廃止するか等、使用者が考えなくてはならない課題が増えたこととは否めません。内部で悩まずに、社労士・弁護士と言った専門家に相談されることをお勧めします。



【千葉法律事務所】
所属弁護士：谷口 彰（やぐち あきら）

プロフィール

千葉大学法学科卒業、東北大学法科大学院修了後、弁護士登録（茨城県弁護士会）。現在は、千葉県弁護士会に所属し、主に、交通事故、労災事故、相続、離婚、中小企業法務（労務問題）を中心に活動を行うと共に、千葉県経営者協会労務法制委員会等の講演の講師も務める。趣味は旅行、カラオケ。

講演報告

総合ユニコム様主催のシニアビジネスセミナーにて、当法人代表弁護士の谷が「介護事業の経営者・管理者が押さえておきたい 現場で使える法務知識」について講演し、コンプライアンス、労働問題、事故対応など介護事業所特有の視点から幅広くお話をさせていただきました。



また、セミナー後には、内容についての質問の他、ご参加者様から各事業所で起こっている実務上の問題対応についてご相談をいただきました。

リーガルプラスでは、ご希望に沿ったテーマでの社内セミナーや勉強会の講師派遣を承っております。お気軽にお問い合わせください。

編集後記

9月の秋彼岸。ご先祖様に会いに行き供養をする日と知りながらも、遠方でお墓参りに行けないという方も多いのではないのでしょうか。そんな時は、自宅供養も一つの方法かと思えます。

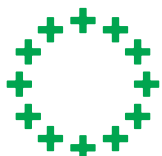


※写真はイメージです。

ご自宅にお仏壇がある方は、いつもより念入りにお掃除をし、ご先祖様にお祈りを。お仏壇がない場合は精霊馬（しょうりょううま）を作る方法もあります。キュウリの馬やナスの牛を作ってご自宅でお祈りをしてはいかがでしょうか。

大切なのは、普段忙しくてなかなか思う事ができないご先祖様を思い出し、感謝し、祈り、家族で話題に出すこと、それがお彼岸の本当の意味ではないかと思えます。

法律トラブルや経営上の悩み。お気軽にご相談を。



安心の法律サポートで、あなたを守る
LEGAL PLUS
弁護士法人 リーガルプラス
[東京弁護士会所属]

ニュースレターをお読みになられた方からの法律相談・個別案件のお問い合わせ（平日・土曜 9:30~18:00）

【東京法律事務所】
TEL:03-4455-9129

【市川法律事務所】
TEL:047-712-5100

【津田沼法律事務所】
TEL:047-409-6371

【千葉法律事務所】
TEL:043-301-6761

【成田法律事務所】
TEL:0476-20-3031

【かしま法律事務所】
TEL:0299-85-3350